

令和5年度

静岡県下水道排水設備工事責任技術者試験

静岡県下水道協会（以下「県協会」という。）が実施する令和5年度静岡県下水道排水設備工事責任技術者試験（以下「試験」という。）は、静岡県内のこれから下水道の供用を開始する、又は現に供用を開始している市町における排水設備の整備促進を主眼とし、排水設備工事の設計及び施工並びにその双方の監督管理について責任を有する技術者として必要な知識及び計算能力を有するか判定することを目的として行うものです。静岡県内の市町は、公共下水道に接続する下水道排水設備指定工事店に対して、県協会に登録された下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）が専属することを義務付けています。

1 試験日時・会場

(1) 試験日時

試験日	日程
令和5年10月18日（水）	12：30～13：30 受付
	13：30～13：45 注意事項の説明
	13：45～15：45 試験

※台風等自然災害の影響により試験を実施できない場合、予備日として令和5年10月25日（水）に振替実施します。この場合、県協会ホームページにて試験の延期又は中止を発表します。

※13時30分までに所定の席に着席してください。事故等で遅れた場合、試験開始から30分（14時15分）までは入室を認めますが、それ以降は一切認めません。

(2) 試験会場

レイアップ御幸町ビル 5階D会議室、6階D会議室他

所在地：静岡市葵区御幸町11番地の8 電話：054-269-5070

※令和5年10月25日（水）に試験を振替実施する場合も同じ会場です。

(3) 持ち物

- ・受験票
- ・HB以上の（HBより濃い）鉛筆又はシャープペンシル
- ・プラスチック消しゴム
- ・電卓（任意。ただし、操作音の鳴るものは使用不可。）

※電卓は、四則演算、平方根、百分率及び数値メモリのみ有するものとし、関数電卓、ポケットコンピューターを使用することはできません。

※時計や携帯電話等、電卓以外の計算機能を持つ電子機器の使用、スマートウォッチ、ウェアラブル端末の着用は禁止します。

※試験当日、電卓の貸出しは、行いません。

2 試験方法

出題分野	法令分野、技術分野（出題及び配点割合は、各々3：7）
試験内容	下水道に関する一般知識、排水設備に関する法令、事務手続き、設計及び施工並びに維持管理に関するもので、地域性を排除した全国共通的な内容
設問数	30問
出題形式	択一式、穴埋め式、○×式を組み合わせたもの
解答方式	マークシート方式
合格基準	100点満点中、総得点70点以上かつ法令・技術各分野の得点率が50%以上

3 受験資格

試験を受験できる者は、下記の要件のいずれかに該当するものとします。

学歴（相当課程を含む ^{※1} ）	排水設備工事等の実務経験年数 ^{※2}
(1) 大学の土木工学科卒	1年以上
(2) 高等学校・短期大学・高専の土木工学科卒	2年以上
(3) 専修学校又は各種学校で土木課程修了	
(4) 公共職業能力開発施設で配管科修了	
(5) 上記(1)～(4)以外の者	3年以上

※1 相当課程とは、次の各号に掲げる課程とします。

- (1) 土木科、農業土木科及び農業工学科
- (2) 建築科、建築工学科及び設備工学科
- (3) 衛生工学科
- (4) その他(1)～(3)に相当するものとして静岡県下水道協会会長が認める課程

※2 排水設備工事等とは、排水設備工事、排水設備工事以外の下水道工事又は水道工事を、実務経験年数とは、排水設備工事等の設計又は施工に従事した期間（年数）を指します。

実務経験年数は、令和5年7月31日を基準として算定してください。また、実務経験年数には、国又は地方公共団体において排水設備工事に従事した年数を算定することができます。

試験の合格を通知後、受験資格がないこと又は偽りその他不正行為等により試験に合格したことが判明したときは、当該受験者の試験の合格を取り消します。

※上記の要件にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 偽りその他不正行為等により試験の不合格を判定され、又は試験の合格を取り消され、若しくは責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者
- (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

受験資格の詳細は、次のとおりです。

●静岡県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要綱

第7条 試験を受験できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学の土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者で排水設備工事、排水設備工事以外の下水道工事又は水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校又は旧中学校校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校（以下「高等学校」という。）並びに短期大学及び高専の土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者で排水設備工事等の設計又は施工に関し、2年以上の実務経験を有するもの
- (3) 排水設備工事等の設計又は施工に関し、3年以上の実務経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者に準ずる者として別に定める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受験することはできない。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 偽りその他不正行為等により試験の不合格を判定され、又は第11条第1項第2号の規定により試験の合格を取り消され、若しくは第18条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者
- (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第11条 会長は、試験の合格者として通知した者について、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、試験の合格を取り消さなければならない。

- (1) 試験の受験資格がないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正行為等により試験に合格したことが判明したとき。

●静岡県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要綱

第2条 実施要綱第7条第2項第2号の経過年数は、当該処分の日を基準として算定するものとする。

2 実施要綱第7条第1項第1号及び第2号中「これに相当する課程」とは、次の各号に掲げる課程とする。

- (1) 土木科、農業土木科及び農業工学科
- (2) 建築科、建築工学科及び設備工学科
- (3) 衛生工学科

(4) その他第1号から第3号までに相当するものとして静岡県下水道協会会長（以下「会長」という。）が認める課程

3 実施要綱第7条第1項第1号、第2号及び第3号中「1年以上」、「2年以上」及び「3年以上」の実務経験年数は、実施要綱第8条第1項に規定する会長が定める期間の末日を基準として算定するものとする。

4 実施要綱第7条第1項第1号、第2号及び第3号中「1年以上」、「2年以上」及び「3年以上」の実務経験年数は、公共団体において排水設備工事に従事した年数を算定できるものとする。

5 実施要綱第7条第1項第4号に規定する者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了した者及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設において配管科を修了した者で排水設備工事等の設計又は施工に関し2年以上の実務経験を有するもの
- (2) 農（漁）業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等（以下「農業集落排水施設等」という。）の工事の設計又は施工に関し、3年以上の実務経験を有する者
- (3) その他第1号及び第2号に準ずる者として、会長が認める者

4 受験の申込

(1) 受付期間

令和5年7月18日(火)～7月31日(月)(土日祝日を除く開庁時間内)

(2) 受付窓口

県協会会員市町の下水道担当課(16ページ参照)

受験講習の申込も同時に受付します(詳細は10ページ参照)。

郵送により提出された申込書類は受付をいたしません(送付された書類は、料金着払いにより申込者に返送します。)

(3) 受験手数料

責任技術者試験受験手数料	7,000円
--------------	--------

同封の振込用紙を用いて金融機関で前納してください(14ページ参照)。振込手数料は申込者の負担とさせていただきます。また、窓口での現金納付はできません。

※納付された受験手数料は、県協会が年度内に試験を実施しなかった場合等を除き、返還しません。また、(4)提出書類も同様とします。

(4) 提出書類

次の①～⑧の書類等を「出願書類等提出用封筒」に入れて提出してください。

①受験申込書

太枠内に必要事項を記入し(※欄は除く)、所定の場所に⑥証明写真を貼付してください。

実務経験証明欄には、必ず**会社の代表者印又は事業者の個人印**を押印してください(会社印(角印)のみでは不可)。押印のないものは受付しません(受験者本人が事業者である場合は、5ページ、5受験申込書における実務経験の証明②参照)。

②受験票(はがき)

表面に宛て先、裏面の枠線内に必要事項を記入し(※欄は除く)、所定の場所に⑥証明写真、**63円切手を貼付**してください。宛て先は自宅・勤務先の別を問いませんが、**必ず受験申込者の氏名を明記**してください。

③誓約書

受験申込者が、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者及び精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約する書類です。**受験申込者(本人)が全て自筆記入**してください。日付(記入日)も必ず自筆で記入してください。

④住民票の写し(コピー不可)

3か月以内に発行されたものに限りです。

受験申込者の氏名、生年月日、住所の確認を目的としているため、世帯主の氏名、続柄、本籍、筆頭者等の記載は不要です。

⑤振込金受取書のコピー

申込内容に応じた手数料等の合計金額(申込書裏面)を同封の振込用紙で前納し、**振込金受取書のコピーを受験申込書の裏面に貼付**してください(14ページ参照)。

⑥証明写真 2枚

大きさ縦3.0cm×横2.4cm、上半身無帽、3か月以内に撮影したカラーの証明写真に限り
ます（本人確認が困難なものは不可）。

裏面に氏名を記入し、①受験申込書及び②受験票の所定の場所に**液体糊で貼付**してくだ
さい（セロハンテープは使用しないでください）。

⑦返信用封筒

宛て先を明記し、**84円切手を貼付**してください。

この封筒は、合否通知の送付に使用します。宛て先は自宅・勤務先の別を問いませんが、
必ず受験申込者の氏名を明記してください。

⑧卒業証明書又は卒業証書のコピー

3年以上の実務経験の証明があれば不要です。

次の書類は、提出してください。

5 受験申込書における実務経験の証明

(1) 在職期間

排水設備工事、排水設備工事以外の下水道工事又は水道工事の設計又は施工に従事し
た期間を記入してください。

実務経験には、事務職・営業職に従事していた期間や非正規雇用（臨時社員、パート、
アルバイト）の期間は含めません。

(2) 証明者

①証明者は、次の事業者とします。

- ・排水設備工事事業者
- ・排水設備工事以外の下水道工事又は水道工事の施工事業者

ただし、営業所にあつては、営業所長が証明したのもので有効とします。

②**受験者本人が事業者である場合、他の事業所の事業者が代わりに証明したもので有効と
します。**

※自分自身の証明は無効です。

③証明をすべき事業所が既に存在しない場合、現在勤務している事業所の事業者が代わり
に証明したもので有効とします。

6 合否発表

12月22日（金）午前10時頃（予定）、県協会ホームページに合格者の受験番
号を掲載します。

また、受験申込者全員に合否の通知を郵送します。

県協会ホームページ

※合否発表の予定時刻になっても画面が更新されない場合、使用しているブラウザの『更新』
又は『再読み込み』のボタンをクリックしてください。

発表時刻になるとアクセスが集中し、表示されるまでに時間がかかる場合があります。

その際は、時間をおいてから再度アクセスしてください。

**合格の発表は、受験申込者に送付する『合格通知書』が正式なものとなります。郵送する
合否通知を必ずご確認ください。**

7 登録の申請

合格者は、県協会に責任技術者の登録を申請することができます（登録手数料として、別途3,000円が必要になります。）。

合格者は、静岡県下水道協会会長が指定する期日までに登録の申請をしてください。期日までに登録の申請がない場合、登録資格を喪失しますのでご注意ください（登録資格を喪失した者が登録の申請をするためには、再度受験し、合格する必要があります。）。

また、県協会に登録をした場合、5年ごとに登録更新の手続きをする必要があります（有料）。

登録更新には更新講習の受講が要件となっており、更新講習を受講しない場合、登録期間の満了をもって責任技術者の登録を抹消します。

静岡県内の市町から下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の指定を受けるためには、県協会に登録の責任技術者が1名以上専属していなければなりません。

指定工事店の指定には責任技術者の専属以外にも要件がありますので、詳細は、指定を希望する市町の下水道担当課にお問い合わせください。

8 注意事項

- (1) 受験票は、9月29日頃までに発送する予定です。10月6日頃までに到着しない場合や申込後に住所変更が生じた場合には、県協会にご連絡ください。
- (2) 試験会場に無料の駐車場はございません。また、県協会では受験者の駐車場を確保しません。できる限り公共交通機関をご利用ください。
- (3) 当日、発熱や体調のすぐれない方は、受験をご遠慮ください。
- (4) 建物内では、マスクの着用を推奨します。
- (5) 会場の喫煙所については、指定された場所以外での喫煙を禁止します。
- (6) 次に該当する行為をした受験者は不正行為とみなし、不合格とします。その場で退場、答案の採点はせず、今後2年間の受験も認めません。
 - ①本人の実力以外で解答する行為
 - ・カンニング行為
 - ・他人になりすまして（身代わり）受験
 - ・スマートフォン・携帯電話等情報通信機能のある機器の使用及びスマートウォッチ・ウェアラブル端末の着用（時計としての使用も認めません。）
 - ②試験問題の漏えいにつながる行為
 - ・写真撮影・録画・録音・複写等
 - ・問題用紙・解答用紙の持ち帰り及び受験票への問題の写し取り
 - ③試験の妨害行為
 - ・試験官の指示、たび重なる注意（大声を出す。操作音の鳴る電卓の使用。解答、解法の独り言など）に従わない。
 - ・暴力行為、器物損壊等
- (7) スマートフォン・携帯電話等の使用は固く禁止します。試験会場内では、電源を切っていただきます。マナーモードの振動も他の受験者の迷惑となるので禁止します。
- (8) 受験申込後、受験票及び合否通知の送付先又は氏名に変更が生じた場合には、県協会にご連絡ください。
- (9) 台風や地震等の影響で公共交通機関が遅延又は運休した場合、試験中止等の措置をとることがあります。その場合、県協会のホームページで詳細を案内しますので、必ずご確認ください。
- (10) 試験時間中に体調不良になった場合、試験を中止させることがあります。その場合、再試験等の救済措置はございません。

手数料等の振込方法

1 振込方法

受験手数料、受験講習手数料（以下「手数料等」という。）は、申し込むものの合計金額を同封の振込用紙で前納してください。同封の振込用紙を使用しない場合は、振込先にお間違いのないよう十分ご注意ください。

なお、振込手数料は、申込者の負担とさせていただきます。

- (1) 受験申込書裏面の表のお申し込みいただく組み合わせと一致するものに○印を記入してください。
- (2) 「2 振込用紙の記入方法」を参考に、(1) で○印を記入した欄の振込金額、受験申込者氏名、住所を振込用紙に記入し、金融機関で納付してください。

2 振込用紙の記入方法

○ 枠内に振込金額、□ 枠内に受験申込者の氏名、住所等を記入してください。

納付された手数料等は、県協会が年度内に試験及び受験講習を実施しなかった場合を除き、返還しません。

金額はお間違いのないよう十分ご注意ください。金額の訂正はできません。金額を誤って記入した場合、金融機関備えつけの振込用紙等を使用し、納付してください。

<p style="text-align: center;">振込金 (兼手数料) 受取書</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td style="text-align: right;">百 千 百 十 元</td> </tr> <tr> <td>先方銀行</td> <td>静岡銀行 呉服町支店</td> </tr> <tr> <td>お預金種目</td> <td>普通 口座番号 1565462</td> </tr> <tr> <td>お受取人</td> <td>おなまえ 責任技術者試験等事業特別会計 様</td> </tr> <tr> <td>ご依頼人</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>【備考】</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>責任技術者試験受験手数料等</td> <td>収入印紙</td> </tr> </table> <p>上記の金額正に受取りました。</p> <p>(取扱店) _____ 銀行 店 (取扱店→依頼人)</p>	金額	百 千 百 十 元	先方銀行	静岡銀行 呉服町支店	お預金種目	普通 口座番号 1565462	お受取人	おなまえ 責任技術者試験等事業特別会計 様	ご依頼人	様	【備考】	手数料	責任技術者試験受験手数料等	収入印紙	<p style="text-align: center;">振込金通知書</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td style="text-align: right;">百 千 百 十 元</td> </tr> <tr> <td>先方銀行</td> <td>静岡銀行 呉服町支店</td> </tr> <tr> <td>お預金種目</td> <td>普通 口座番号 1565462</td> </tr> <tr> <td>お受取人</td> <td>おなまえ 責任技術者試験等事業特別会計 様</td> </tr> <tr> <td>ご依頼人</td> <td>おなまえ (フリガナ) _____ 様 おところ (電話) _____</td> </tr> <tr> <td>【備考】</td> <td>責任技術者試験受験手数料等</td> </tr> </table> <p>上記のとおりお振込みいたしましたから ご通知申し上げます。</p> <p>(取扱店) _____ 銀行 店 (取扱店→取りまとめ店→受取人)</p>	金額	百 千 百 十 元	先方銀行	静岡銀行 呉服町支店	お預金種目	普通 口座番号 1565462	お受取人	おなまえ 責任技術者試験等事業特別会計 様	ご依頼人	おなまえ (フリガナ) _____ 様 おところ (電話) _____	【備考】	責任技術者試験受験手数料等	<p style="text-align: center;">振込金依頼書</p> <p style="text-align: right;">科目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>令和 年 月 日</td> <td>電信扱</td> <td>手数料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>先方銀行</td> <td>静岡銀行 呉服町支店</td> <td>z</td> <td>百 千 百 十 元</td> </tr> <tr> <td>お預金種目</td> <td>普通 1565462</td> <td>内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お受取人</td> <td>おなまえ (フリガナ) 責任技術者試験等事業特別会計 様 おところ (電話) 054-251-2870 静岡市葵区七間町15番地の1</td> <td>現金</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>ご依頼人</td> <td>おなまえ (フリガナ) _____ 様 おところ (電話) _____</td> <td>当手 枚</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>他手 枚</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>10,000 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(取扱店保管)</p>	令和 年 月 日	電信扱	手数料	円	先方銀行	静岡銀行 呉服町支店	z	百 千 百 十 元	お預金種目	普通 1565462	内訳		お受取人	おなまえ (フリガナ) 責任技術者試験等事業特別会計 様 おところ (電話) 054-251-2870 静岡市葵区七間町15番地の1	現金	10,000 円	ご依頼人	おなまえ (フリガナ) _____ 様 おところ (電話) _____	当手 枚	0			他手 枚	0			合計	10,000 円
金額	百 千 百 十 元																																																							
先方銀行	静岡銀行 呉服町支店																																																							
お預金種目	普通 口座番号 1565462																																																							
お受取人	おなまえ 責任技術者試験等事業特別会計 様																																																							
ご依頼人	様																																																							
【備考】	手数料																																																							
責任技術者試験受験手数料等	収入印紙																																																							
金額	百 千 百 十 元																																																							
先方銀行	静岡銀行 呉服町支店																																																							
お預金種目	普通 口座番号 1565462																																																							
お受取人	おなまえ 責任技術者試験等事業特別会計 様																																																							
ご依頼人	おなまえ (フリガナ) _____ 様 おところ (電話) _____																																																							
【備考】	責任技術者試験受験手数料等																																																							
令和 年 月 日	電信扱	手数料	円																																																					
先方銀行	静岡銀行 呉服町支店	z	百 千 百 十 元																																																					
お預金種目	普通 1565462	内訳																																																						
お受取人	おなまえ (フリガナ) 責任技術者試験等事業特別会計 様 おところ (電話) 054-251-2870 静岡市葵区七間町15番地の1	現金	10,000 円																																																					
ご依頼人	おなまえ (フリガナ) _____ 様 おところ (電話) _____	当手 枚	0																																																					
		他手 枚	0																																																					
		合計	10,000 円																																																					

3 振込金受取書

振込金受取書のコピーを受験申込書の裏面に糊で貼付してください。

同封の振込用紙を使用せずに振込をした場合には、振込の事実を証明する書類（振込金受取書、ATM利用明細票等）のコピーを貼付してください。

インターネットバンキングをご利用の場合は、入金完了画面（振込先口座・振込金額・振込人・受験申込者の氏名が確認できる画面）をプリントアウトし、添付してください。

県協会では手数料等の入金証明書を発行しません。振込金受取書の原本は必ず各自で保管してください。

会場案内

受験講習会場

講習日：9月21日(木)

静岡商工会議所静岡事務所会館

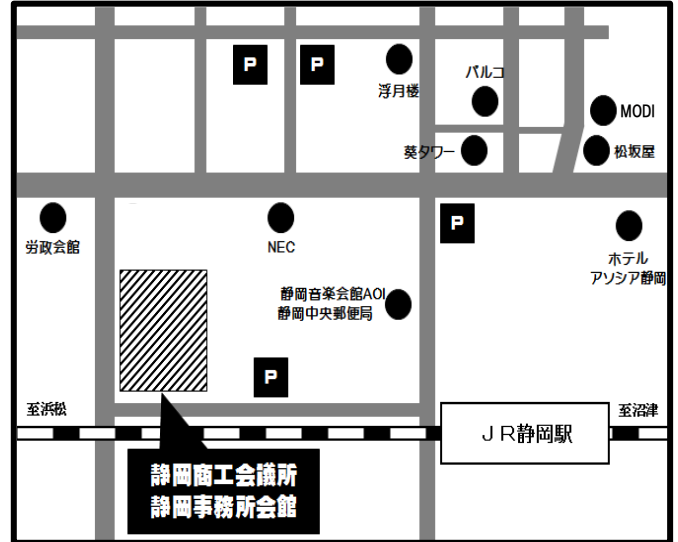
【会場】5階ホール

【所在地】〒420-0851

静岡市葵区黒金町20番地の8

【電話】054-253-5111

【アクセス】JR静岡駅より徒歩約5分
(300m程度)



試験会場

試験日：10月18日(水)

※ 試験を令和5年10月25日(水)に振替実施する場合でも、同じ会場です。

レイアップ御幸町ビル

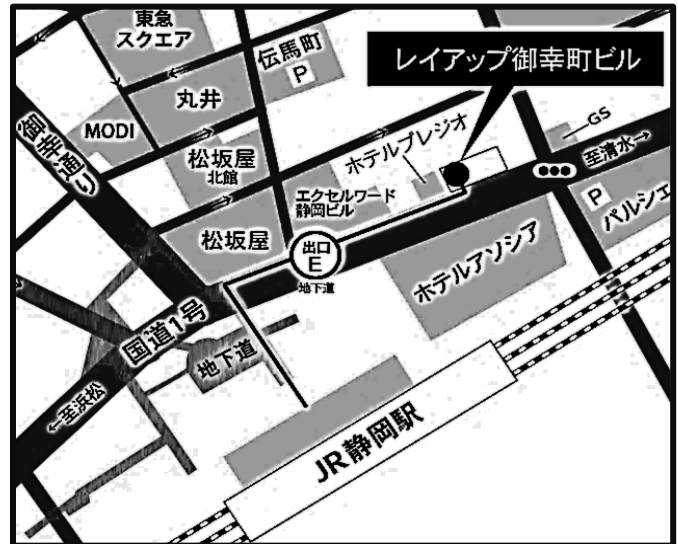
【会場】5階D会議室、6階D会議室他

【所在地】〒420-0857

静岡市葵区御幸町11番地の8

【電話】054-269-5070

【アクセス】JR静岡駅より徒歩約3分
(静岡駅北口地下道出口Eより直進100m)



※会場に無料の駐車場はございません。また、県協会では受験者及び受講者の駐車場を確保しません。できる限り**公共交通機関をご利用ください**。

また、車で来場の場合、交通渋滞等が原因による遅刻には一切の配慮をしません。

令和5年度静岡県下水道協会会員市町試験担当課一覧

市町名	下水道担当課	所在地	電話
下田市	上下水道課	下田市河内 576 番地	0558-22-1200
伊東市	上下水道部 下水道課	伊東市大原 2-1-1	0557-32-1821
熱海市	公営企業部 下水道課	熱海市中央町 1 番 1 号	0557-86-6526
三島市	都市基盤部 下水道課	三島市中央町 5 番 5 号	055-983-2662
裾野市	水道部 上下水道工務課	裾野市深良 215-22 水道庁舎 1 階	055-995-1833
御殿場市	環境市民部 下水道課	御殿場市竈 359 番地	0550-82-4223
沼津市	水道部 水道サービス課	沼津市御幸町 16-1	055-934-4856
富士市	上下水道部 下水道施設維持課	富士市本市場 441 番地の 1	0545-67-2847
富士宮市	水道部 下水道課	富士宮市弓沢町 150 番地	0544-22-1173
伊豆市	建設部 上下水道課	伊豆市八幡 500-1	0558-83-3950
伊豆の国市	都市整備部 下水道課	伊豆の国市長岡 340-1	055-948-2920
函南町	建設経済部 上下水道課	田方郡函南町平井 717-13	055-979-8118
小山町	都市基盤部 上下水道課	駿東郡小山町藤曲 57-2	0550-76-6125
南伊豆町	生活環境課	賀茂郡南伊豆町下賀茂 315-1	0558-62-6270
清水町	都市計画課	駿東郡清水町堂庭 210-1	055-981-8222
長泉町	上下水道課	駿東郡長泉町中土狩 828	055-989-5524
静岡市	上下水道局 経営管理部 上下水道総務課	静岡市葵区七間町 15 番地の 1	054-270-9118
	上下水道局 下水道部 下水道事務所	静岡市清水区旭町 6-8	054-354-2744
焼津市	上下水道部 下水道課	焼津市祢宜島 20 番地の 1	054-624-8300
藤枝市	環境水道部 下水道課	藤枝市城南三丁目 2-1	054-644-8184
島田市	都市基盤部 下水道課	島田市南一丁目地先 島田浄化センター	0547-35-7386
牧之原市	建設部 都市住宅課	牧之原市相良 275 番地	0548-53-2633
吉田町	上下水道課	榛原郡吉田町住吉 87 番地	0548-33-1100
浜松市	上下水道部 お客さまサービス課	浜松市中区住吉五丁目 13 番 1 号	053-474-7916
掛川市	上下水道部 下水道課	掛川市長谷 1 丁目 1 番地の 2	0537-21-1170
袋井市	環境水道部 上下水道課	袋井市新屋一丁目 1 番地の 1	0538-84-6082
磐田市	環境水道部 上下水道総務課	磐田市福田 400	0538-58-3086
湖西市	環境部 下水道課	湖西市吉美 950-28	053-574-2212
御前崎市	市民生活部 上下水道課	御前崎市池新田 5585 番地	0537-85-1126
菊川市	生活環境部 下水道課	菊川市加茂3410-2 菊川浄化センター	0537-35-0933
森町	上下水道課	周智郡森町森 2101 番地の 1	0538-85-6327